

業務部速報



No. 111

発行 23. 5. 11

JR東労組 業務部

「仕事と育児の両立支援等のさらなる推進について」の提案を受ける!②

2. 管理手当の見直し 管理者等の処遇改善や扶養手当との均衡等を踏まえ、管理手当等を一律 5,000 円増額

【現行】

(1) 一般社員

等級	支給額区分				
主幹職 A	62,000円	57,000円	47,000円	42,000円	37,000円
主幹職 B	57,000円	42,000円	37,000円	34,000円	
技術専任職	57,000円	47,000円	42,000円		
主務職	42,000円	37,000円	32,000円	31,000円	

(2) 医療社員

等級	支給額区分		
H等級	62,000円	57,000円	52,000円
M等級	57,000円	52,000円	48,000円
S等級	57,000円	47,000円	42,000円
T等級	42,000円	37,000円	31,000円

【改正】

(1) 一般社員

等級	支給額区分				
主幹職 A	67,000円	62,000円	52,000円	47,000円	42,000円
主幹職 B	62,000円	47,000円	42,000円	39,000円	
技術専任職	62,000円	52,000円	47,000円		
主務職	47,000円	42,000円	37,000円	36,000円	

(2) 医療社員

等級	支給額区分		
H等級	67,000円	62,000円	52,000円
M等級	62,000円	57,000円	53,000円
S等級	62,000円	52,000円	47,000円
T等級	47,000円	42,000円	36,000円

3. 難病や障がいのある子を養育する社員の勤務の見直し

難病や障がいのある子を養育する社員の育児・介護 A、B 及び養育休暇の取得可能期間を拡大します

【現行】

育児・介護勤務 A	3歳まで
育児・介護勤務 B	小学校3年生まで
養育休暇 (月5日)	小学校3年生まで
養育休暇 (月3日)	小学校6年生まで

【改正】

育児・介護勤務 A	中学校3年生まで
育児・介護勤務 B	
養育休暇 (月5日)	

4. 別居手当の支給範囲の拡大 勤務地が変わらない担務変更等により別居する場合も別居手当を支給します。

転勤の発令等を受けた社員が以下の①から③に定める要件のすべてに該当する場合に支給

- ①勤務発令等の後、1年以内に配偶者と別居する場合、または賃金規程別表第2「配偶者居住地域表」に掲げる地域に居住する配偶者と当該転勤の発令等の前から継続して別居している場合
- ②転勤の発令等の後に継続して1箇月以上別居する場合
- ③次のいずれかに該当する場合
 - ア 配偶者の居住地から新勤務地箇所までの距離又は所要時間が100km以上又は2時間以上あり、配偶者の居住地から社員の居住地までの距離又は所要時間が50km以上又は1時間以上ある場合
 - イ 配偶者の居住地から新勤務地箇所までの距離又は所要時間が50km以上又は1時間以上あり、配偶者の居住地から社員の居住地までの距離が25km以上ある場合

5. その他 ●「出産祝金」の新設 出産時、子1人につき一律20万円を支給します。

※夫婦ともに社員の場合は、どちらか一方に支給します。

●入寮要件の見直し

・単身赴任者の入寮要件を別居手当と同様にします。 ※配偶者の居住地から勤務地箇所までの所要時間が60分以上等

・35歳以上の独身者が異動等により住居が変更となる場合、異動後3箇月以内の一時的な入寮を認めます。

組合員が求める処遇改善をめざし、職場から議論をつくり出そう!